

1. Press Releases/Topics

【WEB セミナー】「じゅうろく補助金 WEB セミナー&補助金サポート個別相談会」開催のご案内

ポストコロナ・ウィズコロナをきっかけに、日本社会は働き方や経済構造の転換期にあり、国はこの変化に対応する事業者の後押しをするべく、事業再構築補助金の公募を予定しております。

本補助金は、日本経済の構造転換を促すことを目的に、今回初めて整備されたものであり、非常に注目度が高いものとなっていることから、弊社では事業者の皆さまへいち早く情報提供するため、「じゅうろく補助金 WEB セミナー」を開催します。

- 1 Press Releases/Topics
- 2 新型コロナ対応支援策特集
- 3 公的機関情報
- 4 経営教室
- 5 産学連携情報

名 称	「じゅうろく補助金 WEB セミナー&補助金サポート個別相談会」(参加費:無料)
日 時	【第1回】2021年2月24日(水) 【第2回】2021年3月3日(水) <u>個別相談会(両日)、第1回(2/24)セミナーは定員に達したため受付を終了しています。</u>
内 容	【事業再構築補助金】 事業の目的・概要、補助内容、要件、事業イメージ等について解説 【ものづくり・商業・サービス補助金】 支援策の申請要件の判断ポイント、書類準備の対応策等の解説
定 員	80名(先着順)
お 申 込 み	当行 HP ホーム画面「相談会・商談会・セミナー予定」>「じゅうろく補助金 WEB セミナー&補助金サポート個別相談会」申込フォームよりお申込みください。
お 問 合 せ	各支店担当者にお問い合わせください。

【WEB セミナー】「第28回医業経営戦略セミナー」のご案内

2021年介護報酬改定は、少子高齢化が加速するなかで介護保険制度の持続可能性の確保に向けて支え方を見直すための改定といえます。本セミナーでは、株式会社リンクアップラボ 代表取締役 酒井 麻由美氏を講師にお招きし、2021年介護報酬改定の概要やサービス別の対応策をお伝えいたします。

名 称	「第28回医業経営戦略セミナー」
日 時	2021年3月20日(土)13:30~16:30 (WEB 会議システム Zoom にて開催)
内 容	①2021年介護報酬改定概要 ②訪問系サービスの改定内容と対応 ③通所系サービスの改定内容と対応 ④施設系サービスの改定内容と対応
主 催 ・ 後 援	主催:日本医業経営コンサルタント協会岐阜県支部 後援:岐阜県医師会 協賛:十六銀行
定 員	80名(先着順)
参 加 費	1,000円※日本医業経営コンサルタント協会岐阜県支部会員の紹介者は無料
お 申 込 み	当行 HP ホーム画面「相談会・商談会・セミナー予定」>「第28回医業経営戦略セミナー」申込フォームよりお申込みください。
お 問 合 せ	各支店担当者にお問い合わせください。

2. 【緊急】新型コロナ対応支援策特集

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆さまに対して、各省庁、各自治体は、事業者の事業継続と雇用維持のため、様々な支援策を用意しています。

今回も引き続き、新型コロナウイルスの影響を受ける事業者様向けの支援策情報を特集します。

1. 当行融資（令和3年2月1日時点）

【エブリサポート21・岐阜商工会議所連携エブリサポート21】

当行は、新型コロナ感染拡大の影響・被害を受けた事業者を支援するため、特別融資をご用意しております。

名称	エブリサポート21「新型コロナ対策特別プラン」
取扱期間	2020年1月30日(木)～ 現在受付中
対象者	新型コロナウイルスの感染拡大の影響により被害を受けられた法人および個人事業主の方
お使いみち	新型コロナウイルスの感染拡大による影響および被害を直接的あるいは間接的に受けたことにより危急的に必要となった以下の運転資金・設備資金。 企業経営の維持に必要な運転資金 生産停止や物流機能停止等の影響により代替的に必要となる事業用設備資金
ご融資金額 ご融資期間	100百万円以内 10年以内(据置3年以内)
ご融資利率	貸出期間別に以下の利率となります(2020年6月1日現在)・貸出期間1年以内(手形貸付) 短期プライムレート 年1.475%以上 ・貸出期間1年以内(証書貸付) 変動金利型 年1.525%以上 ・貸出期間1年超3年以内(証書貸付) 変動金利型 年1.600%以上 ・貸出期間3年超7年以内(証書貸付) 変動金利型 年2.475%以上 ・貸出期間7年超10年以内(証書貸付)
ご返済方法	・証書貸付・・・元金均等返済(据置期間3年以内) ・手形貸付・・・期日一括返済・元金均等返済のみ

上記特別融資に加えまして、岐阜商工会議所と提携した特別融資をリリースしています。基本条件は上記と同一で利率は以下の通りです。

名称	岐阜商工会議所提携エブリサポート21「新型コロナ対策プラン」
対象者	岐阜商工会議所の会員で、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により被害を受けられた法人および個人事業主の方
ご融資利率	短期プライムレート 年0.975%以上 貸出期間1年以内 変動基準金利 年1.025%以上 貸出期間1年超3年以内 長期変動基準金利 年1.100%以上 貸出期間3年超7年以内 長期変動基準金利 年1.975%以上 貸出期間7年超10年以内

【じゅうろく資本性ローン】

お借入期間中(10年間)は元本の返済は不要であり、株式に近い性格があるため、財務基盤の強化を図ることができるなど、事業者の皆さまの成長戦略を金融面で長期的に支援することを目的として、2020年5月20日より取り扱いを開始いたしました。(取扱いに際しては当行所定の手数料が発生いたします。)

名称	じゅうろく資本性ローン
対象者	・病院などの医療機関さま、旅館ホテルなどサービス事業者さま ・新型コロナの影響により一時的に経営環境が悪化している事業者さま
お使いみち	事業性資金であれば原則自由
融資の種類	劣後ローン(資本的性質が認められる借入金)
ご融資金額等	100百万円以上300百万以下(10年期日一括返済)
ご融資利率	当行所定の金利(業績に応じて変動します。)
期限前弁済	ローン実行後5年以内の期限前弁済は、原則禁止。5年以降は可。

2. 地方自治体関連の融資（令和3年2月1日時点）

ここでは、岐阜県、岐阜市、愛知県、名古屋市の新型コロナウイルス対応制度融資を紹介します。

※令和3年2月1日現在の制度内容であり、新規取扱い中止を含めて変更される事がありますので

最新情報は各自治体のホームページをご確認ください。

【岐阜県融資】

資金名	融資限度額・融資期間	ご融資利率	ご負担信用保証料率
「新型コロナウイルス感染症対策資金（災害復旧資金）」	【融資限度額】 運転資金、設備資金とも 8千万円 【融資期間】 運転資金7年以内 / 設備資金10年以内	全て 1.0%	岐阜県0.20%負担後 SN保証 0.50%
「新型コロナウイルス感染症対策資金（災害復旧資金）」 （短期事業資金）	【融資限度額】 運転資金 8千万円 ※短期事業資金以外の災害復旧資金 新型コロナウイルス感染症対策資金と合算 【融資期間】 運転資金 1年以内	全て 1.0%	岐阜県0.70%負担後 SN保証 0.00%
「危機関連対応資金」	【融資限度額】 運転資金、設備資金とも 1億円 【融資期間】 運転資金7年以内 / 設備資金10年以内	全て 1.0%	岐阜県0.20 負担後 危機関連保証 0.60%
「岐阜県新型コロナウイルス感染症対応資金」 <u>（2月1日より融資限度額引き上げ）</u>	【融資限度額】 運転資金、設備資金とも <u>6千万円</u> 【融資期間】 運転資金、設備資金とも 10年以内 【利子補給】 当初3年間※ ※一旦、お利息をお支払いいただいた後、6か月分ごとにキャッシュバックされます。	全て 1.4%	（保証人免除の場合 0.2%上乗せ） 要件により岐阜県が 全額もしくは1/2を 負担後 0.00%~0.525%

【岐阜市融資】

資金名	融資限度額・融資期間	ご融資利率	ご負担信用保証料率
「ぎふし危機関連資金」	【融資限度額】 運転資金、設備資金とも2億8千万円 【融資期間】 運転資金、設備資金とも10年以内	全て 1.1%	岐阜市が全額負担後 0.0%
「経営環境変動対策資金（セーフティネット支援枠）」	【融資限度額】 運転資金、設備資金とも2億8千万円 【融資期間】 運転資金7年以内 / 設備資金10年以内	(SN) 1.3% ※SN4号の場合 1.1%	岐阜市が全額負担後 0.0%
「ぎふし新型コロナウイルス感染症対応資金」 <u>（2月1日より融資限度額引き上げ）</u>	【融資限度額】 運転資金、設備資金とも <u>6千万円</u> 【融資期間】 運転資金、設備資金とも 10年以内 【利子補給】 当初3年間※ ※一旦、お利息をお支払いいただいた後、6か月分ごとにキャッシュバックされます。	(SN5号以外) 1.1% (SN5号の場合) 1.3%	（保証人免除の場合 0.2%上乗せ） 要件により岐阜市が 全額もしくは1/2を 負担後 0.00%~0.525%

【愛知県融資】

資金名	融資限度額・融資期間	ご融資利率	ご負担信用保証料率
「経済環境適応資金サポート資金（経営あんしん）」	【融資限度額】 運転資金のみ 8千万円 【融資期間】 運転資金 7年以内	3年以内 1.2% 3年超5年以内 1.3% 5年超7年以内 1.4%	0.40～1.83%
「経済環境適応資金サポート資金（セーフティネット）」	【融資限度額】 運転資金、設備資金とも8千万円 【融資期間】 運転資金、設備資金とも10年以内	SN4号時 （カッコ内はSN5号時） 3年以内 1.1%（1.2%） 3年超5年以内 1.2%（1.3%） 5年超7年以内 1.3%（1.4%） 5年超7年以内 1.4%（1.5%）	SN4号 0.79% SN5号 0.67%
「経済環境適応資金サポート資金（大規模危機対応）」	【融資限度額】 運転資金、設備資金とも8千万円 【融資期間】 運転資金、設備資金とも10年以内	3年以内 1.1% 3年超5年以内 1.2% 5年超7年以内 1.3% 7年超10年以内 1.4%	0.79%
「愛知県新型コロナウイルス感染症対応資金」 <u>（1月25日より融資限度額引き上げ）</u>	【融資限度額】 運転資金、設備資金とも <u>6千万円</u> 【融資期間】 運転資金、設備資金とも 10年以内 【利子補給】 当初3年間※ ※一旦、お利息をお支払いいただいた後、年2回キャッシュバックされます。	5年以内 1.2% 5年超7年以内 1.3% 7年超10年以内 1.4%	（保証人免除の場合 0.2%上乗せ） 要件により愛知県が 全額もしくは1/2を 負担後 0.00～0.525%

【名古屋市融資】

資金名	融資限度額・融資期間	ご融資利率	ご負担信用保証料率
「経営安定資金（環境 適応資金）」	【融資限度額】 運転資金、設備資金とも 1億円 【融資期間】 運転資金、設備資金とも 10年以内	3年以内 1.2% 3年超5年以内 1.3% 5年超7年以内 1.4% 7年超10年以内 1.5%	0.38～1.74%
「経営安定資金（大規 模危機対策資金）」	【融資限度額】 運転資金、設備資金とも 8千万円 【融資期間】 運転資金、設備資金とも 10年以内	3年以内 1.1% 3年超5年以内 1.2% 5年超7年以内 1.3% 7年超10年以内 1.4%	0.79%
「ナゴヤ新型コロナウ イルス感染症対策事業 継続資金」 <u>（1月26日より融資限 度額引き上げ）</u>	【融資限度額】 運転資金、設備資金とも <u>6千万円</u> 【融資期間】 運転資金、設備資金とも 10年以内 【利子補給】 当初3年間※ ※一旦、お利息をお支払いいただいた 後、6か月分ごとにキャッシュバックさ れます。	3年以内 1.1% 3年超10年以内 1.2%	（保証人免除の場合 0.2%上乘せ） 要件により名古屋市 が全額もしくは1/2 を負担後 0.00%～0.525%

※各種融資の照会先：最寄の本支店融資窓口にお問い合わせください。

NEW:中小企業等事業再構築補助金のご案内(令和2年度第3次補正予算実施予定)

新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編またはこれらの取り組みを通じた規模の拡大を目指す企業、団体等の新たな挑戦を支援する補助金です。申請の受付は、電子申請システム jGrants にて行われることが予定されているため、事前に gBizID プライムアカウントの取得(2~3週間要します)をお勧めします。

対象事業者	<p>①申請前直近6ヶ月間のうち、任意の3ヶ月の合計売上高が、コロナ以前の同3ヶ月の売上高と比較して、10%以上減少している中小企業等。</p> <p>②事業計画を認定支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業。</p> <p>③補助事業終了後3~5年で付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加、または従業員1人あたり付加価値額の年率平均3.0%(一部5.0%)以上増加達成。</p>															
給付金額	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象企業</th> <th>補助金額</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中小企業(通常枠)</td> <td>100万以上6,000万円以下</td> <td>2/3</td> </tr> <tr> <td>中小企業(卒業枠)</td> <td>6,000万円超~1億円以下</td> <td>2/3</td> </tr> <tr> <td>中堅企業(通常枠)</td> <td>100万以上8,000万円以下</td> <td>1/2(4,000万円超は1/3)</td> </tr> <tr> <td>中堅企業(グローバルV字回復枠)</td> <td>8,000万円超1億円以下</td> <td>1/2</td> </tr> </tbody> </table> <p>中小企業の範囲については中小企業基本法と同様。中堅企業の範囲については未発表。 <small>※中小企業(卒業枠):400社限定 計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金または従業員を増やし、中小企業から中堅企業へ成長する事業者向け特別枠 ※中堅企業(グローバルV字回復枠):100社限定。以下の要件全てを満たす中堅企業向け特別枠 ①売上が15%以上減少②事業終了後付加価値額が年率5.0%以上増加③グローバル展開を果たす事業であること</small></p>	対象企業	補助金額	補助率	中小企業(通常枠)	100万以上6,000万円以下	2/3	中小企業(卒業枠)	6,000万円超~1億円以下	2/3	中堅企業(通常枠)	100万以上8,000万円以下	1/2(4,000万円超は1/3)	中堅企業(グローバルV字回復枠)	8,000万円超1億円以下	1/2
対象企業	補助金額	補助率														
中小企業(通常枠)	100万以上6,000万円以下	2/3														
中小企業(卒業枠)	6,000万円超~1億円以下	2/3														
中堅企業(通常枠)	100万以上8,000万円以下	1/2(4,000万円超は1/3)														
中堅企業(グローバルV字回復枠)	8,000万円超1億円以下	1/2														
補助対象経費	建物費、建物改修費、設備費、システム購入費、外注費(加工、設計等)、研修費(教育訓練費等)、技術導入費(知的財産権導入に係る経費)、広告宣伝費・販売促進費(広告作成、媒体掲載、展示会出展等)等(予定)															
対象企業イメージ	<p>【小売業】 衣服販売業を営んでいたところ、コロナの影響で売上が減少したことを契機に店舗を縮小し、ネット販売やサブスクサービス事業に業態を転換。</p> <p>【製造業】 航空機部品を製造していたところ、コロナ禍で需要が減少。当該事業の圧縮・関連設備の廃棄を行いロボット関連部品・医療機器部品製造の新規事業の立ち上げ。</p> <p>【飲食業】 レストランを経営していたところ、コロナの影響で客足が減り、売上が減少。店舗での営業を廃止し、オンライン専門の注文サービスを新たに開始し、宅配や持ち帰りへの需要に対応。</p>															
問い合わせ先	TEL:03-3501-1816(中小企業庁 経営支援部 技術・経営革新課)															

J-LODlive(公演を延期・中止した主催事業者への補助)のご案内

今般の新型コロナウイルス感染症蔓延の影響により、公演を延期・中止した主催事業者(2020年2月1日~2021年1月31日までに予定していた講演に限る)に対して、**今後実施するライブ公演**の開催及びその収録映像を活用した動画の制作・配信の費用の一部が補助されます。

対象事業者	国内で今後公演を実施し、その収録映像を活用して制作した動画を海外に発信する事業 ※新型コロナウイルス感染症に関する政府、都道府県等の方針、要請等に反しないことが必要です。
給付金額	対象経費の1/2(5,000万円まで/1件) 新型コロナウイルス感染症のまん延の影響により、予定していた国内外の公演を延期・中止した公演1件に対し、1件の申請が可能
実施期間	2022年2月28日までに事業完了する公演
補助対象経費	公演の出演料、制作費、会場費、運営費、権利使用料、感染予防対策費・公演の収録映像の一部又は全部を活用した動画の制作費・海外配信費等
問い合わせ先	TEL:03-6260-6023(特定非営利活動法人映像産業振興機構 VIPO)

雇用調整助成金(新型コロナウイルス感染症の影響を伴う特例)のご案内

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の雇用維持のために、雇用調整助成金の特例措置を設けています。今般、昨年末までの期限が、**令和3年2月28日まで**延長となりました。

対象事業者	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(全業種) ※事業所設置後1年未満の事業主も対象
助成率	中小:4/5、大企業:2/3(解雇等を行わない場合 中小:10/10 大企業:4/5)
NEW 計画届提出時期	【緊急対応期間】令和2年1月24日～ 令和3年2月28日まで (延長されました。)
支給限度日額	(1年100日、3年150日)+(4/1～令和3年2月28日までの該当期間)
支給対象企業	1.新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している 2.最近1ヶ月の売上高又は生産量などが前年同月5%以上減少している(比較対象とする月について柔軟な取扱いとする特例措置があります) 3.労使間の協定に基づき休業を実施し、休業手当を支払っている。
助成対象となる労働者	事業主に雇用された雇用保険被保険者に対する休業手当が「雇用調整助成金」の対象となります。 学生アルバイトなど雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当は「緊急雇用安定助成金」の助成対象となります。 なお、緊急雇用安定助成金は雇用調整助成金と同様に申請できます。
支給までの流れ	①休業等計画・労使協定②休業等の実施③支給申請④労働局審査⑤支給決定
注意点	支給対象期間の末日の翌日から2ヶ月以内に 申請する必要があります。
相談窓口の設置	社会保険労務士による「雇用調整助成金」の相談窓口が岐阜、愛知で開催されています。電話にて予約が必要な場合がありますので、各県、市町村のHPをご確認ください。
<u>申請支援の手数料に対する助成金</u>	市町村によっては、市内中小企業者が雇用調整助成金を申請するにあたり、その申請にかかる書類作成や申請手続きのために社会保険労務士等に支払った手数料の一部を補助する制度がありますので、各市町村のHPをご確認ください。
問い合わせ先	<ul style="list-style-type: none"> 岐阜県:職業対策課 助成金センター (058-263-5650) 愛知県:あいち雇用助成室 (052-219-5518) 三重県:職業退職課助成金室 (059-226-2111)

【予定】産業雇用安定助成金(仮称)のご案内

コロナ禍において、事業活動の一時的な縮小を余儀なくされ、労働者の雇用を在籍型出向により維持するため、労働者を送り出す事業主及び当該労働者を受け入れる事業者に対して一定期間助成されます。
※第三次補正予算の成立および厚労省令の改正等が必要であり、現時点では予定となっています。

○出向運営経費:出向中に要する費用(上限額 12,000円/日)

労働者の解雇を	中小企業	中小企業以外
行っている	9/10	3/4
行っていない	4/5	2/3

○出向初期経費:出向に要する費用

	出向元事業主	出向先事業主
助成額	各10万円/1人当たり(定額)	
加算額(※)	各5万円/1人当たり(定額)	

※加算については、雇用過剰業種の企業や生産性指標要件が一定期間悪化した企業(出向元事業主)または異業種からの受け入れ(出向先事業主)の要件が必要です。

【締切り延長】家賃支援給付金のご案内 2021年2月15日24時迄

自粛要請等によって急激な売り上げ減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、固定費の中で大きな負担となる、地代・家賃の負担を軽減することを目的に、テナント事業者に対して給付されます。

対象事業者	①資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主。※医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人、会社以外の法人も幅広く対象 ②2020年5月～12月の期間において、以下に該当する場合に給付 ・いずれか1か月の売上高が同年前月比で△50%以上減少 ・連続する3か月の売上高が同年前月比で△30%以上減少 ③自らの事業のために占有する土地、建物の賃料を支払い
給付金額	申請時の直近1ヶ月における支払い賃料に基づき算出される給付額の6倍が支給される。(法人は最大600万円 個人事業主は最大300万円)
申請期間	2020年7月14日～2021年2月15日24時まで
問い合わせ先	家賃支援給付金コールセンター TEL:0120-653-930(平日、土日祝日8:30～19:00)

非対面・遠隔の海外展開支援事業のご案内

海外への渡航が制限される中でも、海外に日本産品を輸出できるよう、ジェトロが海外ECサイトでの日本産品の販売を支援します。

対象者	海外EC事業者各社のECサイト及び一部店舗での日本産品の販売を考える事業者
対象品目	食品、化粧品、日用品、生活雑貨等
内容	ジェトロが海外のECサイトに「ジャパンモール」を設置し、日本の商品の販売促進を行います。 ジェトロに商品情報を登録すると、海外のECサイトが売りたい日本産品を選定し買い取り、海外消費者に販売します。 ECサイトが買い取るため、返品リスクが無く、海外ECサイトの調達拠点も日本にあるため、日本国内の取引で完了します。
問い合わせ先	ジェトロデジタル貿易・新産業部EC・流通ビジネス課 TEL:03-3582-5227

サプライチェーン対策のための国内投資促進事業

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、サプライチェーンの脆弱性が顕在化したことを受け、国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材について、国内で生産拠点等を整備する際の設備導入等を支援します。

対象者	大企業・中小企業等
補助率	大企業 : 1/2 以内 中小企業等 : 2/3 以内
補助対象経費	建物・設備の導入費等
事業イメージ	①生産拠点の集中度が高い製品、部素材の供給途絶リスク解消のための生産拠点等整備 ②国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材の生産拠点等整備
申請期間	令和2年度第3次補正予算審議通過後、公募案内
問い合わせ先	サプライチェーン対策のための国内投資促進事業事務局 TEL:03-6825-5476

当行無料相談会のご案内

弁護士・税理士によるお客さま向け「法律・税務に関する無料相談会」2月の相談日をお知らせします。3月は新型コロナウイルスの感染が再び拡大しているため電話相談とZoom面談となります。

※本サービスの利用をご検討の際は、お取引店にご相談ください。

(1) 法律相談会

日程	
弁護士（岐阜）	3月 2日(火) 13:45~15:05
	3月 9日(火) 13:45~15:05
	3月16日(火) 13:45~15:05
	3月23日(火) 13:45~15:05
弁護士（名古屋）	3月 2日(火) 13:30~15:00
	3月 9日(火) 13:30~15:00
	3月16日(火) 13:30~15:00
	3月23日(火) 13:30~15:00

(2) 税務相談会

日程	
3月 3日(水)	13:00~16:00
3月 4日(木)	13:00~16:00
3月10日(水)	13:00~15:30
3月11日(木)	13:00~16:00
3月17日(水)	13:00~15:30
3月18日(木)	13:00~16:00

3. 公的機関情報

【WEBセミナー】中国ビジネス最新投資情報セミナー～中国ビジネスの現状と今後の方向性～参加者を募集します。

募集中！無料

主 催	(公財)あいち産業振興機構
内 容	本セミナーでは、名古屋外国語大学教授の真家陽一氏より中国の経済動向や、日本企業の対中国ビジネスの原状、今後の方向性についてご説明いたします。 ・中国経済の動向と今後の見通し ・中国の経済・産業政策の注目点 ・日本企業の対中ビジネスの現状と方向性
日 時	2021年2月18日(木)13:30～15:00
申 込 方 法	(公財)あいち産業振興機構 HP「お申込みフォーム」より申込み
照 会 先	(公財)あいち産業振興機構 TEL:052-562-1980

【WEBセミナー】新技術オンライン勉強会 金属3Dプリンタ基礎講座

募集中！30名

主 催	(公財)岐阜県産業経済振興センター
内 容	金属3Dプリンタを基礎から学ぶ！技術の基礎と今後の展望 ・金属AM(※)市場の動向 ・主要金属AM技術の種類 ・主要金属AM技術の概要及び採用事例 ・まとめ(現状と問題点、今後の展望) ※AM:Additive Manufacturing 積層造形
日 時	2021年3月10日(水)13:30～16:00 WEB会議システム Zoom
申 込 方 法	(公財)岐阜県産業経済振興センターHP「お申込みフォーム」より申込み
照 会 先	(公財)岐阜県産業経済振興センターTEL:058-277-1092

【岐阜県】～工場の改善と自動化に向けて～自動化システムの専門家によるオンライン個別相談会～参加者を募集します。

募集中！ 無料【残り2社】

主 催	(公財)岐阜県産業経済振興センター
内 容	製造業の生産性向上支援のため、工場の改善やIoTによる設備自動化ラインの築、ロボット導入等に取り組む中小企業者を対象に、東海大学工学部機械工学科元教授TSF 自動化研究所の代表 村山 省己氏が、生産性向上に資する取り組みをアドバイスいたします。
日 時	相談を希望する企業とアドバイザーの日程を調整の上決定(WEBで面談) ※1回の相談は90分以内(適宜休憩有り)
申 込 期 限	2021年2月26日(金)17時まで
申 込 方 法	産経センターのホームページから申込用紙をダウンロードしFAX送信、または、インターネットにより申込み
照 会 先	公財)岐阜県産業経済振興センター経営支援部 取引課 取引担当 梅村 TEL:058-277-1092

4. 経営教室

国際税務教室

所得拡大税制の対象となる雇用者の範囲

個人の所得の拡大を図ることを目的とした、企業が給与等の増加額に応じて控除を受けることができる税制の特例措置（給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除 租税特別措置法第42条の12の5（以下、「所得拡大税制」とします））が活用されています。

所得拡大税制は、一定の要件の下で雇用者の給与等を増額した企業において適用することができますが、企業の雇用者の中には、国内の事業所に勤務する者だけではなく、海外の事業所や子会社などに赴任している者も存在したり、国内の事業所に勤務する者においても、日本人労働者のみでなく外国人労働者も存在したりします。所得拡大税制の適用に際して、どこまでの雇用者を計算の対象とするのか、その範囲について迷う場合も少なくありません。

所得拡大税制における雇用者とは、「国内雇用者」とされ、具体的には、法人の使用人（当該法人の役員と特殊関係人、及び使用人兼務役員を除く）のうち、①国内の事業所に勤務する雇用者として、②国内に所在する事業所につき作成された労働基準法第108条に規定される賃金台帳に記載された者とされています。したがって、海外赴任者は、国内の事業所に勤務する者ではないことから、当該特例措置の計算の対象外とされます（※1）。また、使用者はすべての労働者について、各人別に賃金台帳を作成する義務がある（※2）ことから、例えば、「技能実習」、「特定技能」などの在留資格により、有期労働契約により就労する外国人においても、当該特例措置の計算の対象となります。

（※1）一時的に海外出張をしている者など、海外で勤務を行っている場合においても、国内に所在する事業所につき作成された賃金台帳に記載される者は計算の対象となります。（※2）労基法108条、労基規54条

国内税務教室

高所得者は住宅ローン控除で得をする？

いわゆる「住宅ローン控除」とは、個人が住宅ローンを利用して住宅の新築等をした場合に、一定の要件を満たせば、その住宅ローンの年末残高の1%（最大40万円）を所得税などから控除できる仕組みである。

この制度は昭和47年に始まり（当初は「住宅取得控除制度」と呼ばれ、住宅ローンの有無の関係なく床面積に応じ控除額は最高2万円（最大3年）というものであった）、昭和61年には住宅ローンの年末残高を基準とする方式になり、その後も改正が繰り返され、今日の制度に至ります。

低金利時代の今日において、この年末残高に1%を乗じた金額を控除する…という点について、実際には0.5%程度であるにもかかわらず、1%も控除することの妥当性について、会計検査院が調査したところ、住宅ローン控除を受けた者の適用金利が1%未満であるケースが約8割もあることを確認し、政府もこれを真摯に受けとめ、令和3年度税制改正大綱（2020年12月10日）において今後の議論の対象とした。これにより、住宅ローン控除は年末残高の1%ではなく、実際の支払利息額を上限とする制度へ変わってゆくでしょう。

この改正が行われれば、例えば、本来住宅ローンを組む必要のない者（親から全額無利息で借りられる者や、潤沢な自己資金がある者など）が、逆ザヤを得るために住宅ローンを組むということができなくなるため、筆者は会計検査院の指摘に納得をしているところです。

（「国際税務教室・国内税務教室」執筆者）

税理士法人 成和 / 社会保険労務士法人 成和 成和グループ代表 渡辺 基成

電話番号：058-295-7077 058-295-2055（岐阜事務所） / 052-433-2112（名古屋事務所）

E-mail: info@seiwa-group.jp Website: <http://www.seiwa-group.jp/>

5. 産学連携情報

今月号のテーマ

名工大テクノロジーチャンネルのご紹介

YouTube 名工大テクノロジーチャンネル

名工大テクノロジーチャンネルは、名古屋工業大学で取り組んでいる最先端テクノロジーに関する研究を紹介するチャンネルです。



名古屋工業大学では、ものづくりのヒントになる「なんじゃこりゃ！」という面白い発想、世界をあっという間に驚かせるような新しい技術の種がどんどん生まれ、目まぐるしい勢いで変化する世界に向けて発信し続けています。

ぜひ、名工大テクノロジーチャンネルを覗いてみてください！ 一部をご紹介します。

◇ 研究紹介 ① 林 幹大 先生

「スーパーヒーローフィルム！」



接着剤は匂いが気になる、時間が経つとはがれる・・・なんて経験ありませんか？ご紹介するのは熱と圧力を加えて分子レベルで接着させることで修復・再成型・リサイクルもできるスーパーヒーローのようなフィルムです！高分子でくっつくので耐水性も強度も高いといった優れた性質を持っています。そんなフィルムがあれば将来は接着剤がなくなるかも？！「結合交換型共有結合架橋を利用した多機能架橋フィルム」の研究を解説します。



◇ 研究紹介 ② 平山 裕 先生

「コンセントもケーブルも電線もいらない世界」



充電や動力に必要な給電をワイヤレスで実現できる「マイクロ波無線電力伝送」。自然災害等による停電の復旧が困難な状況でも、マイクロ波無線電量伝送であれば迅速にさらに効率的に被災地域への電力供給が可能になると期待されています。無線での電力給電はどんな仕組みになっているのでしょうか？無駄なく電力を供給できる大発明のアンテナとは！？コンセントもケーブルも電線もいらない夢のような世界は、もうすぐそこまで！



国立大学法人名古屋工業大学 産学官金連携機構 電話番号：052-735-5627

E-mail: c-socc@adm.nitech.ac.jp Website: <http://tic.web.nitech.ac.jp/>

※十六銀行の産官学連携支援サービスについてはお取引店にご相談ください。

※本記事は名古屋工業大学より寄稿を受けたものです。

編集・連絡先:

十六銀行 法人営業部
(058-266-2523)
愛知営業本部
(052-961-8761)

本資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。

本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。

本資料は当行が信頼できると判断した各種メディア・データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。